

分収林契約者の皆様へ

埼玉県農林公社分収林地を対象とした J-クレジット制度への取組について

平素から、公社の森林整備事業の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、公社では、林業経営の改善を図るため、下記のとおり国が認証する J-クレジット制度に取り組みます。J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。今後は同制度により得られたクレジットを販売し、その販売収入の確保に努め、持続可能な林業経営に取り組んでまいります。

つきましては、当公社の J-クレジット制度への取り組みをご理解いただくとともに、引き続き森林整備事業へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 J-クレジット制度に取り組む森林

秩父市、飯能市、小鹿野町において J-クレジット制度の登録要件を満たす分収林契約地

2 認証された J-クレジットの活用について

本制度により認証されたクレジットは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく特定排出者に購入いただき、同者の算定報告やカーボン・オフセット等に活用されます。

3 認証期間（予定）

プロジェクト登録 令和 7 年度

クレジット認証期間 令和 7 年度～令和 14 年度（8 年間）

4 プロジェクト実施者の義務

登録された森林管理プロジェクト（森林経営活動）のプロジェクト実施者として、下記事項について取り組みます。

- (1) 公社は、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から 10 年を経過する日までの間、プロジェクト計画の登録をした範囲に係る毎年度の森林経営計画、同計画認定書、伐採届及び造林届を、翌年度 6 月 30 日までに制度管理者に提出すること。
- (2) 公社は、登録された森林管理プロジェクト（森林経営活動）のプロジェクト実施者として、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から 10 年を経過する日までの間、森林経営計画が継続されなかった場合には、当該プロジェクトから発行されていた全 J-クレジットと同量の補填を行う義務が生じること。

5 お問い合わせ等

J-クレジット制度への取り組みに関して、御不明な点やお問い合わせがございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

公益社団法人埼玉県農林公社森林局

住所 秩父市日野田町 1－1－4 4

TEL 0494－25－0291